

各国の終末期ケアに関する 制度と動向

中島 民恵子

医療経済研究機構 主任研究員



まず、はじめに

本人の自己決定の尊重

1. 苦痛などから、「早く命を終わらせたい」という意思

行為者が他人

①命を終わらせる目的で「なにかをする」
= 積極的安楽死

②命を終わらせる目的で「なにかをしない」
= 消極的安楽死

行為者が本人（他者が一部関与）

③自殺幫助

オランダ

2. 延命治療が無益と判断されれば場合、
延命治療を受けず、自然の経過の死を迎えたいという意思
= 緩和ケアを受けた上での死

イスラエル

フランス

意思の表示方法

: 事前指示 (Advance Directive)

- 『意思能力が正常な人が、将来、判断能力を失った場合に備えて、治療に関する指示を事前に与えておくこと』
- 事前指示書 (Living Will)
 - 医療に関する患者の希望を表明するもの
 - 医学的治療に対する個人の特定の選択について述べる
- 持続的委任状 (Durable Power of Attorney)
 - 保健医療における決定を下す代理人を指名する
- 日本では、『私の4つのお願い』 (箕岡,2011)、『尊厳死の宣言書』 (尊厳死協会) など

対象国の概要

	平均寿命 (2009)	高齢化率 (2008)	QOD Score
Japan	M:79.6 F:86.4	22.1%	4.7
Korea	M:76.8 F:83.8	10.3%	3.7
Czech Rep.	M:74.2 F:80.5	14.9%	-
Israel	M:79.7 F:83.5	10.0%	-
France	M:77.7 F:83.5	16.6%	6.1
England	M:78.3 F:82.5	16.1%	7.9
Australia	M:79.3 F:83.9	13.2%	7.9
Netherland	M:78.5 F:82.7	15.0%	7.7

Eiu.com, 2010, *The Quality of Death: Ranking end-of-life care across the world*. OECD, 2010.

対象国の制度・戦略

	法律		戦略	ガイドライン/指針
	終末期関連	安楽死関連		
Japan				終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省）他
Korea				延命治療中止に関する指針（医師会等）
Czech Rep				チェコ医療審議会勧告
Israel	末期患者法(2006)			
France	レオネッティ法 (2005)		緩和ケア推進プログラム(2008)	緩和ケアに関するガイドライン（緩和ケア協会）他
U.K.	(意思決定能力法) (2005)		終末期ケア戦略 (2008)	終末期の治療とケア（医療評議会）他
Australia		安楽死法（1997） ×終末期患者の権利法（1995）	緩和ケア国家戦略 (2000)	施設高齢者ケア、コミュニティケアにおける緩和ケアアプローチのガイドライン（政府）他
Netherland		安楽死法（2001）	緩和ケア計画 (2008)	緩和ケアのガイドライン（医師会）他

緩和ケア・終末期ケア関連の制度

オランダ

- 本調査対象国で唯一、患者が命を終わらせる意思を、認めている国（厳格な要件のもと）
 - 安楽死法第2条 ケア基準（2001年）
 - 医師は、以下のa)～f)を行うことと定められている
 - a)患者が自発的に、熟慮された上で安楽死を囑託したと確信するに至ること
 - b)患者の状態が回復の見込みがなく、苦しみが耐え難いものであると確信するに至ること
 - c)患者に病状と予後の見込みについて説明すること
 - d)そのほかに手段がないことを患者と共に確信するに至ること
 - e) a)からd)に関して他の医師と相談すること
 - f) 安楽死処置を医学的に注意深く行うこと
 - なお、患者が意思を表現することができない状態になっても、判断能力があった時点で書面に意思表示を行っていた場合には、患者が16歳以上であれば、医師はその要請に従って安楽死処置を行う（ただし、16歳以上18歳未満の場合には、医師は親や本人の後見人に相談することが必要）

オーストラリア

- オーストラリア北準州：終末期患者の権利法（1995年）
 - 「医師による患者の自発的安楽死ならびに自殺幫助」を世界で初めて認める
 - 要件は、患者が18歳以上であること、患者に肉体的苦痛または精神的苦痛があること、患者が末期状態であること、二人の医師が末期状態の診断をしていること、患者の要請から7日間の考え直す期間と実施前の2日間の冷却期間があること、患者の要請と医師の宣告は文書によってなされること等
- 連邦議会：安楽死に関する法律（1997年）
 - 終末期患者の権利法を無効へ

イスラエル

- 末期患者法（The Act of the Dying Patient）（2005年）
 - 末期患者の定義：責任医師による予後診断に基づき、不治の医療的疾患に罹患し余命6ヵ月以下の患者（17歳以上）
 - 医学的決定がなければ、この法は適応不可
 - 法律で延命治療を控えることは許されるが、既に行っている継続的治療を止めること、酸素・食糧・水分補給を控えることは許されない
 - 死期間近（予後2週間）の患者には、飲料・水分も控えることができる（水分は禁忌と医師が判断した場合）PEGも差し控えることができる
 - 治療の不開始：患者が余命延長治療を望まないという十分な証拠が必要
 - 意思決定能力のある患者の場合、他のどの意思決定方法よりも本人の希望が優先
 - 意思決定能力がない場合は、事前指示書（書面もしくは代理人）をもとに検討される
 - 積極的安楽死あるいは医師による自殺幫助を禁止

イングランド

- 意思決定能力法 (The Mental Capacity Act) (2005年)
 - 終末期ケアを規定する法律ではないが、事前指示を制度的に担保する役割を果たしている
 - 継続的代理人制度(Enduring Power of Attorney)などによる財産管理を主とした従来の制度から、医療をはじめ生活全般の意思決定支援に広げられた
 - IMCA(Independent Medical Capacity Advocate)
 - 重大な医療行為について、意思決定能力を失っている人に支援や代弁をしてくれる家族や友人がいない場合に、当人の最善の利益を代弁する仕組み

緩和ケア・終末期ケア関連の戦略および ガイドライン

オーストラリア

- 緩和ケア国家戦略（National Palliative Care Strategy）（2000年）
 - ①認識と理解を深める
 - ②質と効果を継続的に向上させる
 - ③ケアのパートナーシップの推進を行う
 - 対象疾患は生命を脅かす全ての疾患であり、がんだけでなく呼吸器疾患やALSや認知症も対象とする
- 2006年～2010年には、地域の緩和ケア向上のために6,280万豪ドル、各州の環境整備や医療者の教育のために1億8,800万豪ドル、緩和ケアを必要とする患者や家族のための環境整備のために3,400万豪ドルの予算計上

オーストラリア

- 2003年：緩和ケアプログラム (National Palliative Care Program)
 - ①コミュニティの患者、家族と介護者のサポート
 - ②コミュニティでの緩和ケア治療薬のアクセスの拡大
 - ③教育、トレーニング、労働者のサポート
 - ④研究、緩和ケアサービスの質の向上
- 2006年：高齢者介護施設における緩和ケアアプローチのガイドライン (Guideline for a Palliative Approach in Residential Aged Care)
 - 79項目の緩和ケアに必要な要素
- 2011年：コミュニティにおける緩和ケアアプローチのガイドライン (Guideline for a Palliative Approach for Aged Care in the community setting)
 - コミュニティにおける緩和ケアの11の柱

イングランド

- 終末期ケア戦略（End of life Care Strategy）（2008年）
 - ①個人として尊厳をもって遇されること、②苦痛その他の症状を取り除いてもらうこと、③なじみのある場所で過ごすこと、④家族や友人と過ごすことを実現すべく、プライマリーケア・トラストと地方自治体とが共同で個別プランの立案、契約、モニタリングに責任を負う
 - 個別ケアプラン作成時には個別ニーズと本人の希望のアセスメントが行われ、その際に終末期の延命治療拒否希望のある人には事前意思表示が作られる
 - 個別プランで終末期の医療と福祉がトータルにコーディネートされるためには、地域サービスの質の向上が不可欠であり、既存スタッフへの緩和医療を中心とした職員研修を実施する
- 2009、2010年度の2年間で28,600万ポンド（約381億円）の予算を計上

- 終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省）（2007）
 - 患者の意思の尊重を基本とすることや終末期の判断には医療チームによる判断が必要であること等が明文化
 - 終末期の定義や治療中止が認められる要件等は言及されていない
- 終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）（2011）
 - 適切な治療を受けても回復の可能性がなく死期が間近と判断される状態を「終末期」と定義
 - 本人意思が書面などで明らかなことを前提に、担当医以外の2人以上の医師が終末期と判断し、家族が拒まないか、家族がいない場合、延命措置をしなくても医師は民事・刑事・行政いずれの責任も問われなくとする
 - ただし、厚労相が定める指針に従うことが条件

認知症の人に関する緩和ケア・終末期ケア 関連のガイドラインなど

イングランド

– NICE「認知症管理に関する共同の臨床ガイドライン」

- 1.10 認知症の人終末期における緩和ケア、疼痛の緩和ケアおよびケア

1.10.1	緩和ケアと終末期
1.10.1.1	保健医療サービス、社会サービスの専門職は緩和ケアのアプローチを採用しなければならない
1.10.1.2	認知症がない人と同じように、認知症の人も、緩和ケアのサービスにアクセスできるよう保証する
1.10.1.3	一次医療のチームによる緩和ケアのニーズアセスメントと、他のスタッフとの情報伝達
1.10.1.4	経管栄養は、嚥下障害が一時的な現象と考えられる場合は使用を考慮すべきである。認知症が重度になり、嚥下障害や食べることへの意欲の喪失が疾患の重篤さを示しているときは、一般的に経管栄養は行われるべきではない
1.10.1.5	終末期における発熱：抗生物質の使用は緩和的な手法として考慮されるべきである
1.10.1.6	心肺蘇生法は、重度の認知症の人の心肺停止では、成功する可能性が低い
1.10.1.7	事前指示がない場合の、心肺蘇生法の実施に関する介護者と多職種チームでの意思決定
1.10.2	疼痛の緩和
1.10.2.1	予期されない行動の変化や苦痛の兆候を見つけたら、疼痛のアセスメントをする
1.10.2.2	薬物療法と、非薬物療法の両方を用いた疼痛の緩和

オーストラリア

- アルツハイマー病協会ディスカッションペーパー「Palliative Care and Dementia」（2006年）
 - 症状の管理の中で、栄養、水分補給に関して、専門家団体の意見としては、「末期認知症患者に対するANHの利用に賛成ではなく反対している」と示されている。ただし、その処置は認知症患者にどの程度有益か？ どの選択が認知症患者にもっとも安楽をもたらすか？ という緩和ケアのカギとなる問いかけに、重心をおくべきと指摘
 - 症状の管理や緩和ケアの計画作成だけでなく、認知症の人とその家族、介護者のスピリチュアリティに関するカウンセリングやサポートのニーズに対応し、必要に応じた機会の提供は包括的な緩和ケアに欠かせないことを指摘
- Dementia Resource Guide（2009年）
 - 認知症の人への緩和ケアのアプローチの重要性を指摘
 - 認知症の終末期に、胃ろうによる経管栄養を行うことに対しては、研究による根拠はないと指摘

- 老年医学会

- 高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン：人工的水分・栄養補給の導入を中心として（試案改訂第一版 2011年12月）
 - 医療・介護従事者は、患者本人およびその家族とのコミュニケーションを通して、関係者（当事者）が共に納得できる合意形成とそれに基づく選択・決定を目指す
 - 患者本人の尊厳を損なったり、苦痛を増大させたりする可能性があるときには、治療の差し控えや中止も選択肢へ
 - 患者の意思をより明確にするために、事前指示書などの導入も検討すべき
 - 患者の生き方や価値観を尊重したうえで、家族を交えて話し合いながら胃ろうなどを実施するか否かを決めるべきだ としている

まとめ

- 対象国のうち、安楽死が認められている国はオランダのみであったが、終末期ケアに関する事前指示書についてはフランス、イスラエル、イングランド（終末期に限らない）においても規定されていた
- 全ての国において、認知症などによって意思疎通が困難な高齢者への治療や介護行為について特化して規定した法律や条例等は示されていない状況
- 他国に比べて、日本は緩和ケアのあり方や認知症の人などに対する経管栄養への対応に関して、十分な議論をした上での全体方針等は示されていない
→さらなる議論も必要であり、本調査もその1つの機会となることが望まれる

参考文献

- 恩田裕之「安楽死と末期医療」調査と情報 第472号
- 児玉 真美「英国終末期医療戦略・自殺幫助合法化議論」介護保険情報 2008年9月号
- 宮本礼子ほか「オーストラリアの認知症緩和医療」北海道医報 1089号 2009
- 箕岡真子『認知症ケアの倫理』ワールドプランニング2010
- 山崎康仕「英国における終末期医療の取り組み」神戸大学大学院国際文化学研究科紀要 2011
- 国際長寿センター「在宅介護・医療と看取りに関する国際比較研究報告書」2010
- 医療経済研究機構「認知症ケアの国際比較に関する研究報告書」2011
- ※スライドにおける各国の法律やガイドラインの原文以外